

佐渡市賃借料情報 令和5年11月発行

令和4年7月から令和5年6月までに締結された賃借料水準(10a当り)は以下のとおりとなっています。

農地法の改正により標準小作料制度は廃止されました。その代わりに過去1年間に締結(公告)された賃借料をもとに、平均額、最高額、最低額、データ筆数を賃借料情報として提供します。

この賃借料情報はあくまで目安となりますので、契約にあたっては農地の実情に応じ、両者で話し合いの上、賃借料を定めて下さい。

【田の実勢価格】

地区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数
(参考)市内全域	8,500	13,900	2,100	3,059
両津地区	7,700	13,800	2,200	593
相川地区	7,100	11,400	2,400	223
佐和田地区	9,400	13,900	5,000	379
金井地区	8,500	13,500	2,900	653
新穂地区	9,500	13,500	2,100	341
畑野地区	8,800	13,600	4,200	319
真野地区	8,400	13,500	2,300	334
小木地区	8,900	13,400	5,100	68
羽茂地区	8,500	13,400	2,100	126
赤泊地区	6,300	12,400	3,100	23

【畑の実勢価格】

地区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数
市内全域 (普通畑・樹園地)	8,000	12,000	2,400	48

1. 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
2. 著しく低額あるいは高額なデータ及び使用貸借は除いて算出しています。
3. 賃借料を物納(玄米)で行っている場合は、その算定を令和4年産米JA仮渡額「7,000円/30kg」で換算しています。

お問い合わせ先: 佐渡市農業委員会 (電話63-5115)